

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年 12 月 12 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく法第 63 条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、令和元年 10 月 2 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成 27 年 4 月 2 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）及び請求人の母（以下「母」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 29 年 11 月 10 日、母は、介護老人保健施設に入所した。
- 3 処分庁は、母の基準生活費について、介護施設入所者基本生活費への変更がされていないことを把握したため、平成 29 年 12 月から令和元年 9 月までの間において過支給となった保護費について、令和元年 10 月 2 日付けで、法第 63 条に基づき返還させる処分（以下「本件処分」という。）を行い、通知した。
- 4 請求人は、令和元年 12 月 12 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁が母の老健入所後に必要だった、保護費の減額を適切に行わなかったのが原因であり、請求人にその責任を負わせるのは、不当である。

母の入所後も施設代や衣類代、理髪代、病院への交通代などの負担があり余裕がある訳ではなく、返還請求額に示される様な蓄えはない。

また、この返還を要求するのは、法の理念に反していないのか。

(2) 審理員が令和2年6月26日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 母が介護施設へ入所するに至った経緯

反論書及び資料を読ませて頂いて請求人は当方の経緯が伝わっていないとの印象を強く受けた。

なので申し訳ないが以下になるべく短く、しかし以前よりは詳しく経緯を記すので宜しく願います。

母は既に記載した通り、アルツハイマー型痴呆症を患い、日々その病状が悪化していた。

当時請求人は頸椎ヘルニア及び腰部脊椎管狭窄症との診断を受け、せつかく苦勞の果てに再就職出来た会社も半ば首に近い形で退社するはめになってしまい、痛みが酷くなるためなるべく横になって安静にしなければならず、母の介護が大きな負担となっていた。

そして貯金も使い果たし途方に暮れていたところ、友人・知人からの助言をうけ、薬にもすがらないで処分庁へ相談したところ、請求人と母で生活保護を受ける事になった。

しかしそれから母の病状は悪くなる一方で何度も家出と深夜徘徊を繰り返し、ご近所様や警察のお世話になる。

母は一日の間に何度も寝て起きる事を繰り返す様になり、自分が起きたら朝で眠くなったら夜という時間間隔で24時間の世話が必要になっていく。

母は寝てしまったら自分の状況が分からなくなり、前の自宅(既がない)に帰ろうとする。

更に請求人の事も少しずつ息子である事を認識できない時が多くなっていく。

「このまま母を自由に外に出してしまっただけでいつか母は事故に遭う。」

と考えた請求人は内鍵を付け、一日一度の散歩や週に一度の買い物以外では母が外に出れない様にしたのだが、それ以来益々母が暴れる様になり時には請求人に包丁を向けたり鉄を向けたりすることもあった。

一日中母に気が置けない、暴れる母を取り押さえなくていけない、深夜問わず大声で騒ぎ立てる母に請求人は裸に寝れなくなり休息もままならなくなった。

母は『悪い人に監禁されている』と思い込む様になり、内鍵を破壊する、ドアノブを壊す、アルミのドアが凹むくらいに叩き続ける、ご近所に向かって大声で「監禁されている助けて、警察に連絡して」と昼夜を問わず叫ぶ様になった。

そしてある日、母は請求人が週に一度の買い物に出ている間に、家のガラス窓をフライパンで叩き割り、びっくりしたご近所の方に警察へ通報されてしまった。

誰も怪我した方が居なかったのが不幸中の幸いだった。

連絡を受け直ぐに戻った請求人は警官に「市役所に相談しなさい。僕からも連絡しておこう」と助言された。

正直もう母の介護を一人でみるのは無理だと思ったし、『このままではいつか、母が請求人を殺すか請求人が母を殺してしまうかもしれない…』と思うこともあるくらいに追い詰められており、友人から「諦めずに市役所に相談しろ」と勧められたのもあって市役所へと向かった。

「母のアルツハイマー型痴呆症の症状が酷く、相談をさせて頂けませんか？」  
請求人は処分庁に相談に上がった。

当時の担当者は真摯な態度で請求人の苦境を聞いてくれ、何も分からない請求人に「お母様を介護施設へと預けては如何でしょうか？」と勧めてくれた。

『他人に母を預けていいのだろうか、息子としての義務を放棄していないだろうか。』

『ただでさえ請求人と母は生活保護を受けてご迷惑をかけているのにいいのだろうか。』

様々な葛藤があったが、担当者の指導のままに介護施設への手続きを進めていった。

母は介護老人保健施設へ入所することになったが、請求人がこの施設を探した訳ではない。

当時の担当者が勧めてくれた施設であり、担当者が介護老人保健施設へ連絡をされて請求人は言われるがままに手続きをしただけであった。

前に記載した通り、『母が入所したら保護費が減るのでは…?』と不安があった請求人は担当者にその旨を聞いたところ、「請求人の場合は施設の支払いもあるでしょう？それにこれからもお母様の事でお金が必要なくなる訳じゃないから大丈夫」との説明を受けた。

これが母が介護施設へと入所するに至った経緯である。

請求人は母を入所させた後、心身共に疲れ果てていたのか肺炎を患った。

肺炎回復後も全身にアレルギーが出るなど著しい体調不良に陥った。

現在は回数が減ったが、今も母の介護で苦しんでいた頃の悪夢をみる。  
夢で暴れている母を止めようとし、目が覚めても一瞬、現実と混同する時がある。  
やはりかなり無理をしていたのだと思い、介護施設入所を勧めてくれた当時の  
担当者には本当に感謝している。

イ なぜ指導してくれなかったのか？

請求人が今回の件に関して最も不服としていて納得いかない事は

・請求人に非が一切ないのにどうして支払いを命じられるのか？

という点である。

今回詳しく説明した通り、当時の担当者は母を介護施設へ入所した事を知って  
いた。

もしも入所時にきちんと減額される旨の説明と指導されたのなら、減額された  
今と同様に多少の問答があつたにせよ受け入れる他はないし、その金額の範囲で  
やりくりする様に考えたであろう。

担当者に内緒で請求人が勝手に母を介護施設に入所させた訳でない。

むしろ前記した様に担当者に相談し、担当者が勧めた施設へ入所させている。

担当者がもしも減額されることを知らなかったとしても、母が入所したこと  
によって手続きをした訳だし、施設からも生活保護を受けている人用の負担分の請  
求が処分庁にあつたのではないか？

それを処分庁の職員が上司を含めてずっと知らないままだったのか？

そして何度も変わった過去の担当者全員がなぜこの事に気づがなかったのか？

どうして誰も約二年にも渡って書類不備を説明・指導してくれなかったのか？

そして何故、請求人に全ての責任を押し付けたまま、支払いを命じるのか？

到底納得いく話ではない。

請求人は“今まで立派に社会に貢献してきた”などと言えない、社会の底辺で貧  
困に喘いだ役立たずなのかもしれないが、それでも自分の精一杯でその都度、頑張  
って働いてきた。

学生時代も成績は良くなかったかもしれないが、生徒会に在籍し不良行為も一  
切なく、社会人以後も犯罪に手を染めたことは一度だってない。

生活保護を受けてからも体調のせいもあって直ぐに対応できていないのかもしれ  
ないが、必要な書類があれば書いているし、担当者の指導にも従ってきたつもり  
である。

それなのに今回の様な“不正受給した犯罪者”の様な扱いには納得が行かない。

請求人には何ら胸を張れない受給はしていない。

過受給の責任は請求人にはない。

その非のない責任を押し付ける事に不服がある。

ウ 受給者は肉を食べてはいけないのか？

正直な感想を述べると“肉などをよく食べるため”という悪意すら感じる抜き出しには「生活保護受給者の癖に肉など贅沢だから食うな」という差別意識を感じている。

請求人は幼い頃より体が丈夫とまでは言えず、よく風邪を引いて熱を出して寝込むことが多く、また成人してからも仕事が肉体労働であった場合、骨が細く筋肉も殆どつかなかつたため、体力がないので無理にでも食事をして、吐いたり胃腸不良になりながらも働いていた。

気を抜くと直ぐに体重が激減したのをよく覚えている。

現在でも請求人は痩せて体力が落ちないように食事に最も気を使っているが、決して栄養満点という訳ではない。

肉ばかり食べていると捉えられる表現は悪意に満ちており、食事の大半はパンや麺類などの炭水化物が主になる。

胃腸も弱いため日に5度程度に分けてパンなどの炭水化物をとっていた。

肉にしても百グラム100円前後、なるべくなら100円未満の肉を月に1~2回500~800円程度で買っていただけであり、これを1週間に渡って食していただけである。

肉が買えない月の終盤は卵や納豆でタンパク質を補っていた。

請求人は前記した様に背骨全体に渡り疾病があり、長時間台所に立つことが苦痛である。

請求人は今でも生活の大半を横になって安静に過ごす毎日を送っている。

料理を覚えてこなかったこともあり、請求人が作れるのは短時間で調理可能なうどんやインスタントラーメンであり、とても自炊出来ていると言える状態ではない。

母の入所後に恐らくは栄養失調と過労で肺炎になったことから請求人は再度、食事の重要性を認識した。

そのため、母の入所後は肺炎で衰えた体力の回復に努め、下痢と便秘といった胃腸不調に悩まされながらも、食事に注意する様になっていた。

母が居た頃は二人分になるため、おいそれと買えなかったコンビニやスーパーのお弁当を一日一回だけでも買うことで少しでも栄養の偏った生活習慣を補う様にもしていた。

実際には途中でお金が無くなるのでどうしても月の中盤から後半にかけては毎日一回のお弁当すら買えなくなる日常だった。

あと聞き取りで説明したのにも関わらず省略されて書かれていないが、何も全てを食費として使っていた訳ではない。

生活に必要な雑費、例えば調味料の類、台所洗剤や衣類洗剤、栄養補助食品(サプリメント)、消耗品など全て含めた買い物なので全部が全部食費なのではない。

5万円の内訳にはこれらも含まれており、その事が伝わっていない。

当然ながらこれらを含むと5万円を大きく超える月もしばしばあった。

エ 食費と日用消耗品以外の出費に関して

そして食費5万円以外の出費には衣料などがある。

衣料は大切にしているも古くなれば順次新しいものを買うしかない。

破れた衣類やゴムの緩くなってしまったパンツはどう頑張ったところで買い換える他ない。

ご存知の通り衣類はそう安いものではない。

安い量販店で購入してもシャツでも2000円3000円と値段がするものであるし、ズボンはもっと値段がするものである。

人が生活していく上でどうしても必要なものはある。

たまにしか購入しないものでも一度に一万円単位でかかるこれらの費用は少しずつでも月々の保護費から捻出せなければならず、大きな出費もなる。

また請求人の住居は築50年を超えるものであり、2コイチの古い建物である。

隣は空き家で廃屋になっており大阪府北部地震でも“倒壊の危険がある”と見なされて、市役所の方がバリケードを張っていたことがある。

この様なボロ屋では夏と冬の光熱費がどうしても嵩む傾向にあり、幾ら我慢しても最低限は必要になる。

また、ボロ屋なので本来であれば修理の必要がある家屋も工事代金捻出ができないために、放置したままになっている。

家具や生活に必要な家電製品も20年を超えているものが大半であり、工事代金を含めてやりくりを重ねて少しずつでもそれらに必要な貯金をしようとしたが、後述の通り母にかかる突発的な出費があり、その度に吐き出して結局、僅かな貯蓄もできなかった。

オ 母が入所した後も頻繁に出費があった

姉分庁の担当者の聞き取りから漏れていた母の通院に関する出費に関しても、認められないことに強く不満を感じている。

当時の担当者にも何度か「突発的に発生する、母の通院に伴う交通費を援助して頂けないのでしょうか？」と相談した事がある。

しかし、「定期的に通うのなら『定期券購入』という形で領収書を発行してもらい、それで援助する事は出来るが、タクシーなどでその日だけ乗車したものには支払えない」と言われた。

そのため、母を通院させた際に担当者にもその都度連絡していた訳では無かったのも報告書に書かれていない一因なのかもしれない。

母は説明した通り、アルツハイマー型痴呆症であり、また要介護度も5の重度の認定を受けている。

バスや電車などの公共機関を利用しようと思っても、幾ら事前に説明をしても

大声で騒いだりして他の乗客に迷惑をかけることになった。

また時にはバスの走行中に急に立ち上がろうと暴れだしたりして、危険を伴った。

なので、母を通院させるには請求人が常に隣におり、万が一騒いだり暴れても他の乗客の居ないタクシーで行くしかなかった。

母の通院は決して毎週あったとか毎月あったという訳ではないが、病院へいく必要がある度にタクシー代などを捻出しなければならず、その度に多少貯めていたお金があっても散財することになる。

母を病院で診てもらう日は当然ながら介護老人保健施設で食事は採れないので、その食事代(昼食・夕食)も負担しなければならない。

請求人も食べないと母が騒ぎ出すので結局、二人で外出することになる。

それらは合算するとタクシー代で往復4~5000円、食事代を含め一回で1万円近くに登る。

そして母の衣類に関しても、入所後に新しく買わなければいけない衣類もあり、これらも毎月買っていた訳ではないが、請求人の衣服よりも先立って購入していた。主に寝間着である。

※注；本来は入所前に動きやすいスウェットなどを用意する様に言われていたが、母はスウェット類を一切持っておらず、派手でない普段着で許可してもらっていた。

上下1セットで安い寝間着でも3000~4000円程度は出費する。

母は痴呆症の影響で糞尿などの汚物によって服を汚すことも多く、洗濯しても汚れが取れない場合は買い換えるしかない場合も多々あった。

更に母の入所後暫くは母の様子を見るために頻繁に介護老人保健施設へ出向いたが、施設では甘い食事・食品が殆ど出ず、また食事をしていても忘れてしまう母のために自分の食費を削ってでも、多少のお菓子やのど飴(母が喉の痛みを訴えるため)とジュースを差し入れた。

これらは請求人の分も含まれてはいるが合計でも1000円未満ではあり、毎回持っていった訳ではないが、母は入所後半年程度に渡り精神的に不安定な状態であったので機嫌をとるためにも必要であった。

覚えている限りでは入所後から1週間は毎日の様に、1ヶ月くらいは少なくとも週に2回以上、請求人が肺炎になってから2ヶ月程度間を置いて、週に一度は面会に行っていた。

職員からの連絡で同居している他の入所様と問題になったと何度か連絡があり、その度に請求人は差し入れを買って母に面会した。

時には母と他の入所様の家族とトラブルになり、母が多少の怪我をしたと連絡を受けて直ぐに駆けつけたことも何度かある。

弁明書からは母を入所させれば請求人に全く負担がなくなる様な印象を受けたが、実際にはそうではない。

毎月の施設費用にしても全てが免除される訳ではなく、月に1万数千円から多いときで2万円近くの支払いがあった。

本当にこれらを含めた実情が考慮されているのか？

そして貯蓄が出来ると思われているのか…？

カ 最後にお詫びとお願い

母は現在、終身介護をして頂ける施設へ入所させてもらった。

この間、請求人は2度の保護費減額を受けており、一度目が本件の母の入所による減額と、二度目が終身介護施設入所のために母を別世帯にしたことによる減額である。

この為、請求人は以前にも増して生活に苦しい状況に追い込まれている。

2017年末頃に患った肺炎だが2019年にも発熱を伴う肺炎を生じ、直ぐに回復はしたが、2020年現在も発熱を生じない肺炎を起こす、回復する日々を過ごしている。

電話で相談でも話した通り、現在は昨今の新型コロナウイルス蔓延によりいつ新型肺炎に侵され重症化するのかと不安な日々を送っている。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和元年10月2日付けの本件処分通知には、「1 返還決定額 351,120円、2 返還の理由 基準生活費の変更により過支給が発生したため。」との記載がある。

イ 令和元年12月11日付けの請求人の経緯説明書には、「今回の費用返還に至るまでの経緯を記します。」

1. 母の病状が重くなり老建施設へ入所

請求人と母は、諸情で二人合わせて生活保護を受給しておりました。母はアルツハイマー型痴呆症と診断されており、日々症状が重くなっていました。母が家を出て行方不明になり保護される、深夜を問わず騒ぐ暴れることを繰り返し、フライパンで窓ガラスを叩き割ってご近所様が警察に通報するなど、請求人一人の介護が不可能になり、処分庁の当時のご担当者様のご助力で、介護老人保健施設への入所となりました。

2. 保護費の減額はないと説明を受けた

母が入所する際に、何も知識はなかったのですが、「保護費が減額されるのではないか」と不安になった請求人は当時のご担当者様にご相談したところ、「請求人の場合はお母さんの施設の費用の支払いもあるから、大丈夫」との説明を受け、安心しました。



その言葉通り、介護保険や補助のない施設利用費は月に一万三千円から多い時で一万九千円程になり、また新たに必要となる衣類代や、母を病院へ連れて行く場合の交通費、といった母にかかるお金が必要なこともあり、決して生活に余裕があった訳ではありません。

### 3. 突然、過支給分を払えと通知される

本件処分通知に示された費用返還をする様に通知され、請求人は現担当者様にご連絡をし、ご相談したのですが、「処分庁の不手際であなたの母が入所した際に減額措置をせず、過支給が発生した」と謝罪と説明をされ、その上でも「過支給の請求はする」と言われます。不服がある場合に“審査請求すればよい”との説明を受け現在に至ります。

請求人は今回の過支給について何ら不正をはたらいた事実もありませんし、過支給の責任を請求人一人に負わせる今回の決定にも納得しておりません。どうか良識あるご再考をお願いしたく思います。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年2月17日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 本件の経過

請求人と同世帯にいた母は、認知症の悪化により、平成29年11月10日付で、介護老人保健施設へ入所した。事務手続きとしては、母の基準生活費を、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(4)-イにより、居宅から介護施設入所者基本生活費へと保護変更（減額）が必要であったところ、令和元年10月1日まで基準変更がなかったがために合計351,120円の保護費の過支給が生じた。

そこで、平成29年12月1日から令和元年9月1日までの基準変更により生じた保護費の過支給分につき法第63条に基づき費用返還を求めることになった。

そして、令和元年10月2日に請求人宅に訪問し、本件処分について請求人に対して理解してもらうため当該経緯につき十分に説明を尽くした。

### イ 棄却を求める理由

#### (ア) 法第63条適用について

本件過支給分の保護費は最低生活を送るだけの資力があつたにもかかわらず、

最低生活費を上回る保護金品を受給していたのだから、「被保護者が、資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことになり、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」(法第63条、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。))13の5の(答)の(1))。

そして、決定にあたっては、下記に述べるとおり諸般の事情は考慮した上で、過支給が生じたことは事実であり、他の受給者と比べて公平性を保つためにも原則通り、世帯単位の原則(法第4条)により世帯主たる請求人に対して、過支給分全額につき本件処分を行った。

(イ) 自立更生等控除等考慮事項について

a 自立更生費について

同年9月10日、16日及び19日と複数回に渡る請求人への自立更生の有無についての聴取時、請求人は、当該基準変更により生じた過支給分の用途につき、「肉などをよく食べるため、毎月5万円程度食費に使っている。」旨述べた。

これを踏まえ、自立更生費につき検討しても、本件の保護費過支給分は「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(3)及び局長通知第8の2の「収入として認定しないものの取り扱い」、次官通知第8の3の(5)「その他の必要経費」及び局長通知第8の4「その他の控除」のいずれの要件も充足しない。

また、問答集13の5においても、同(1)では「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と明記されており、同(2)の「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合」について検討を行ってみても、請求人の「過支給分は食費に充てている。」旨の供述は問答集13の5の(2)のエの①「いわゆる浪費した額」にあたるものであり、アからオのいずれにも該当しない。

b 請求人からの経緯説明書に対する意見

(a) 経緯説明書1及び3については概ね認める。

(b) しかし、同書2については否認する。

①請求人は、同書2「保護費の減額はないと説明を受けた」と主張するが、処分庁が、請求人に対して、同書記載のとおり説明をした事実はない。

②介護保険料については、別途介護保険料加算を付加している保護しているので全く問題はない。

③補助のない施設利用費等についても、生活保護の基準にない負担は本来(母)の最低生活費の範囲内で賄うべきものである。

④(母)を病院へ連れていく場合の交通費等経費についても、令和元年9月

10日、同月16日、同月19日と複数回重ねた聴取時には申し出がなかったので、本件処分時に処分庁は知り得なかった事情である。  
以上、自立更生費は認められない結論に至った。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年11月9日付けのケース記録票には、「請求人より架電連絡があり、折り返しの架電。・母親が明日から介護老人保健施設に入所する。介護保険の手続きどおり進めれば良いか、との内容。介護認定等の手続きを早急に行っているため介護担当の指示通りにするよう伝える。」との記載がある。

イ 平成29年11月10日付けのケース記録票には、「介護老人保健施設を訪問する。今日から母一時入所開始。担当CMと面談する。」との記載がある。

ウ 令和元年9月10日付けのケース記録票には、「保護費及び記録について見直しを行っていたところ、平成29年11月9日および10日の記録から母が平成29年11月10日に介護老人保健施設に入所しているとの記載があるが、母の生活基準が居宅のままであるため、過支給が発生していることが発覚。直ちに過支給が生じていることを請求人に対して電話で連絡。返還になる可能性があることを伝えると請求人は、「生活が苦しいので、返金は難しい。」とのこと。仮に返還することになればもちろん一括ではなく、生活とのバランスを考慮しながら可能な額を毎月返還してもらうことになることを伝えた。また現在の保護費は母が居宅基準になっていることにより最低生活を上回っている旨を説明し、その上で、なぜ日々の生活が苦しいのか理由を伺うと、「自分は身体が弱く、人より多く栄養を取らなければならぬ。そのため、毎月の食費が5万円ほどかかっている。」とのこと。食費などは自立更生費としては認めたいが詳しいことが決まれば改めて連絡することを伝え、電話を切った。」との記載がある。

エ 令和元年9月16日付けのケース記録票には、「請求人に架電。前回説明した返還金について、請求人は「就労不可であり、今後も就労によって経済的に自立する見込みは少ない。」旨を主観的に主張する。食費についても毎月5万円程度使っている状況は一般的な食費金額とは言い難いため、自立更生費についての考慮は難しく、過支給分を返還してもらう可能性が高い旨を伝えた。」との記載がある。

オ 令和元年9月19日付けのケース記録票には、「請求人に架電。再度母が老健に入所しているにも関わらず、居宅基準であったため、10月から保護費が下がることを説明。また、今までの過払い金についても全額返納を求めることが決まりそうである旨を説明。「今の保護費でも厳しい生活なのにこれ以上下がったら生活出来な

い。自分は家事が出来ないし、骨も弱いため、ある程度しっかりした物を食べないと身体が持たない。だから食費がかなりかかっている。」とのこと。ただし、最低生活費は決まっており、変えることが出来ないため、その中でやりくりしてもらえない旨を説明。「保護費が下がって、さらにその中から過払い分の返還は難しい。」とのことなので、審査請求を案内。一度直接説明するために10月2日に担当査察指導員同行で訪問のアポイントを取った。」との記載がある。

カ 令和元年9月30日付けのケース記録票には、「請求人の自立更生費について検討した結果、請求人は就労もしておらず、請求人自身就労は出来ないと言っている状況を鑑み、問答集の問13-5-(答)-(2)から本返還が請求人の自立を著しく阻害するものではないと判断し、令和元年9月27日に法第63条によって過支給分の全額返還が決定した。」との記載がある。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されて

いる。

- (4) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示158号。以下「保護基準」という。)別表第1第1章の1の(2)のウは、「入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。」とし、別表第1第3章の2において、介護施設入所者基本生活費は、基準額(月額)「9,880円以内」、及び「介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。」と定められている。
- (5) 局長通知第7の2(4)は、介護施設入所者基本生活費の算定について、「ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとする。」、及び「イ 保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日の時は当該月)から計上すること。(後略)」と定めている。
- (6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま消費した場合を含む) (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額 (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額 (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。
- (7) 問答集の問13の5は、「(2) しかしながら、保護金品の全額を返還対象とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。なお、次第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。」とし、控除して差し支えない額としてアからオの額を記している。エにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更

生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額 ②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額 ③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記している。

## 2 本件処分について

### (1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

### (2) 本件処分がされた経緯について

本件についてみると、処分庁は、平成29年11月10日から母が介護施設に入所していたことを把握していたにも関わらず、母の基準生活費について変更を行っていなかったことから、同年12月1日から令和元年9月1日までの間に過支給となった保護費の全額について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

処分庁は自立更生について検討するため、請求人に対し、過支給となった保護費について、その用途の聴取を行ったところ、請求人は「過支給分は食費に充てている。」旨の供述を行ったため、次官通知第8の3の(3)及び局長通知第8の2の「収入として認定しないものの取り扱い」、次官通知第8の3の(5)「その他の必要経費」及び局長通知第8の4「その他の控除」のいずれの要件も充足せず、問答集13の5の(2)のエの①「いわゆる浪費した額」にあたるものであり、控除の対象にならない旨を主張する。

しかし、本件処分における自立更生の検討は、前記1(6)に基づき、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」について検討が必要とされるところである。

本件においては、処分庁は、「生活が苦しいので、返金は難しい。」と主張する請求人に対し、生活が苦しい理由として、「毎月の食費が5万円ほどかかっている。」との内容を聞き取っているに過ぎず、過支給となった保護費について、食費以外の支出について具体的に聴取を行い、その用途について十分に確認を行った経過は認められない。以上からすると、過支給となった保護費全額について「いわゆる浪費した額」にあたるとした処分庁の判断は妥当ではない。

さらに、処分庁が本件処分をするまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態等について、具体的に調査を行ったことについて裏付ける事実を認めることはできず、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

加えて、本件においては、処分庁は、母が介護施設に入所したことについて平成29年11月10日の時点で把握していたにも関わらず、母の基準生活費について、約2年もの間、変更を怠っているという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

### (3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、その裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その手続きに違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月7日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算し

- て1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

